

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第4条第3項の規定に基づく営業時間の特例の地域の指定

北海道公安委員会告示第9号

平成11年2月12日

改正 平成27年12月15日公安委員会告示第191号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和30年北海道条例第77号）第4条第3項の規定により、午前0時以後において風俗営業を営むことが許容される特別な事情のある地域を次のとおり指定し、平成11年4月1日から施行する。

- 1 札幌市中央区南1条から南5条までの西1丁目から西10丁目まで、南6条の西1丁目から西8丁目まで並びに南7条及び南8条の西1丁目から西6丁目まで
- 2 札幌市北区北23条から北26条までの西4丁目及び西5丁目並びに北23条及び北24条の西3丁目のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた商業地域
- 3 札幌市西区琴似2条1丁目並びに琴似1条1丁目から7丁目まで及び琴似2条の2丁目から7丁目までのうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域
- 4 千歳市清水町、幸町及び千代田町の1丁目から4丁目まで並びに錦町1丁目及び2丁目のうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域
- 5 小樽市稲穂の1丁目及び2丁目、稲穂3丁目の1番から10番まで、花園1丁目並びに花園の2丁目から4丁目までのうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域
- 6 室蘭市中島町1丁目の2番から23番まで及び29番から38番まで並びに中島本町1丁目4番及び中島本町2丁目8番のうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域
- 7 苫小牧市錦町及び大町の1丁目及び2丁目並びに表町2丁目
- 8 函館市梁川町の18番及び19番、本町の7番から11番まで、23番から26番まで及び32番並びに本町の22番及び27番のうち都市計画法第2章の規定により定められた商業地域
- 9 函館市大森町の23番から32番まで、松風町、若松町の1番から6番まで、16番から20番まで及び23番から25番まで並びに東雲町の12番から18番まで
- 10 旭川市1条通から4条通までの4丁目から8丁目まで並びに5条通から8条通までの7丁目及び8丁目
- 11 釧路市錦町2丁目から5丁目まで、黒金町6丁目から14丁目まで、北大通1丁目から14丁目まで、末広町1丁目から14丁目まで、栄町1丁目から12丁目まで及び川上町の3丁目から6丁目まで
- 12 帯広市大通の南6丁目から南12丁目まで、西1条及び西2条の南6丁目から南12丁目まで、西3条の南6丁目から南11丁目まで並びに西4条の南6丁目から南10丁目まで
- 13 北見市山下町の1丁目及び2丁目、山下町3丁目の1番、2番及び5番、大通西の1丁目から5丁目まで、北1条から北6条までの西1丁目から西5丁目まで、北7条の西1丁目、西2丁目、西4丁目及び西5丁目並びに北8条西1丁目